

協議結果

次の協議会を下記のとおり開催した。

名称	第2回益田市地域公共交通活性化協議会
開催日時	令和4年8月26日（金）14：00～15：30
開催場所	益田市立市民学習センター 多目的ホール
出席者	<p>○出席者</p> <p>[益田市地域公共交通活性化協議会委員]</p> <p>石川秀文会長、加藤博和副会長、渡辺健一委員、藤原政志委員、井上博之委員、清家貴之委員、高木清委員、川崎友弘委員、伏谷正明委員、村岡宙委員、佐藤伸廣委員、久保博嗣委員、大下彩委員、丸山武委員、三浦恭嗣委員、岩崎伸史委員、中島克仁委員、山本ひとみ委員</p> <p>[事務局]</p> <p>連携のまちづくり推進課</p> <p>田原課長、清水課長補佐、村上副主任主事、齋藤副主任主事</p> <p>○欠席者</p> <p>[益田市地域公共交通活性化協議会委員]</p> <p>加戸憲治委員、景山弘太郎委員、草野和馬委員、岡崎朝子委員、石川洋紀委員、三浦康広委員、仲田千恵理委員、梅津明則委員、長嶺勝良委員</p>
議事	益田市地域公共交通計画策定について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	1名
問合せ先	政策企画局連携のまちづくり推進課 電話 0856-31-0600

協議経過

1. 開会
2. 議題
益田市地域公共交通計画策定について
益田市地域公共交通計画（案）に関するパブリックコメントに対する回答内容について協議し、委員から計画策定の承認を得た。
<p>益田市地域公共交通計画（案）に関する意見と市・協議会の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から、パブリックコメント実施の概要について説明 ・事務局から、各章ごとに意見に対する市・協議会の考え方を説明

「第1章 計画の概要」に関する意見に対する市・協議会の考え方 (1件)	
事務局	<p>※参照「益田市地域公共交通計画(案)に関する意見と市・協議会の考え方について」No.1(ご意見の概要)…記載のとおり説明、(市・協議会の考え方)…下記のとおり説明</p> <p>手元の資料には、「記載については、検討させていただきます。」と記載していますが、本日、回答案を説明いたしますので、皆様からご意見をいただき、市・協議会の考え方として反映したいと思います。</p> <p>市・協議会の考え方は、「本計画は、第6次益田市総合振興計画を上位計画と位置づけており、本計画と関連が深い「益田版SDGs」を記載しております。第6次益田市総合振興計画に示されている「益田版SDGs」は、国連の目指す「だれ一人取り残さない」という基本理念を踏まえた17の目標を、本市が抱える課題の解決に必要な事として置き換えて表現しており、「だれ一人取り残さない」という基本理念は既に内包されています。本計画内に記載はありませんが、持続可能な移動手段の確保に努めてまいります。」といたしました。</p>
委員	意見なし
「第2章 現状と課題」に関する意見に対する市・協議会の考え方 (2件)	
事務局	<p>※参照「益田市地域公共交通計画(案)に関する意見と市・協議会の考え方について」No.2(ご意見の概要)(市・協議会の考え方)…記載のとおり説明</p> <p>No.3(ご意見の概要)(市・協議会の考え方)…記載のとおり説明</p>
委員	2番のご意見について、「この計画からドロップアウトする人」という言葉が出てくるのですが、これは公共交通の今利用できない人に対するような意見ではないかなと思っていました。回答はそういうふうになってないように感じました。
事務局	文面の最後のところの「公共交通の役割は大きくなっています。本当にそうでしょうか」に対しての回答と理解して、途中の「ドロップアウトする人たちに対する視点が欠けています」というところは、意見された方の考えであると捉えておりましたので、それに対する回答をここでは記載していなかったということです。
委員	運転免許返納に関する記述や(本計画案の)79ページの利用者への支援として記載のあるタクシーの運賃補助等を含めて回答したらよいのではないのでしょうか。
事務局	ありがとうございます。そういった考えも含めた回答内容に変更いたします。
委員	3番に対する回答で、過疎バス100円から790円となっておりますが、(本計画案の)29ページの記載が、過疎バスの運賃は100円～960円と書いてあります。過疎バスに関して高く感じる方もいらっしゃると思います。料金に関する部分をこういった設定をしているのかお聞かせ下さい。

事務局	<p>過疎バスの運賃設定は100円～960円となりますので、修正いたします。</p> <p>運賃体系については、関係する方々との協議等が必要であり、現時点では明確な回答ができないため、「参考とさせていただきます」という記載にしております。地区内交通に関しては、金額以外のところも含め、様々な可能性について検討していきます。</p>
委員	<p>3番のご意見について、生活バス・乗合タクシー・過疎バス利用者が1万2千人から6千人とありますが、これは（本計画案の）25ページのを足していけば出てくるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。（本計画案の）27ページから29ページのところに、平成28年度から令和2年度の利用者数の推移を記載しています。こちらを足していけばこの数になります。</p>
<p>「第3章 基本方針・基本目標・目標達成に向けた施策」に関する意見に対する市・協議会の考え方（4件）</p>	
事務局	<p>※参照「益田市地域公共交通計画（案）に関する意見と市・協議会の考え方について」</p> <p>No.4（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p> <p>No.5（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p> <p>No.6（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p> <p>No.7（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p>
委員	<p>令和2年の法改正により国の補助要綱が改正となり、令和7年度の事業から、各市町村や県において地域公共交通計画の策定がないと国の補助が受けられないと、補助制度が変わってきております。</p> <p>県の協議会で策定された補助要綱に基づいて補助されているが、令和7年度からは各市町村の方で補助の必要性等を計画に記載して頂くことになっており、公共交通計画内で目標設定や評価をする際には、補助制度を見据え、国の路線補助の必要性、役割、位置づけ、数値目標といったものが必要となってきます。</p> <p>今はどこの市町村も今年度から来年度にかけて計画を策定するというので、みなさん手探りのような状況ですが、今後は、そういった視点で目標設定等が必要となると思います。</p> <p>その際には改定等、計画の変更が必要になってくる可能性がありますので、ご了承いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>国庫補助については、「本市と近隣の自治体を結ぶ公共交通の維持（本計画案の71ページ）」の点線枠内に記載しております。我々もどのような記載で、どのような目標を立てればよいのか検討しているところがございます。この対象となる路線は、市内単独の路線ではなく、近隣の市町と関係する路線ですので、近隣の市町と情報を共有しながら、ご指摘いただいた内容について対応していこうと考えております。</p>

委員	<p>4 番について、「なぜ地域が工夫して運行する車が、国道・県道・市道を通って病院へ行くことが許されないのでしょうか」という意見に対して、その回答が「本計画 73 ページに記載していますように、まずは道路運送法の許可を受けた既存の交通事業者の活用を検討し、その上で、事業者による輸送サービスの提供が困難と判断した場合には、適切な役割分担のもとに、様々な移動手段を検討し、確保することと考えています。」という部分は、確認をしたのか、それとも一般論の事を言っているのでしょうか。何か益田市の中で具体的な事例があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>地区内の交通移動について相談を受けることもありますが、具体的な事例があるわけではありません。今回のご意見に対しては、計画内に記載している地区内交通に関する記載を紹介する形で回答内容をまとめています。</p>
「第 4 章 計画の評価と進行管理」に関する意見に対する市・協議会の考え方 (3 件)	
事務局	<p>※参照「益田市地域公共交通計画（案）に関する意見と市・協議会の考え方について」 No.8（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明 No.9（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明 No.10（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p>
委員	意見なし。
その他意見に対する市・協議会の考え方 (4 件)	
事務局	<p>※参照「益田市地域公共交通計画（案）に関する意見と市・協議会の考え方について」 No.11（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明 No.12（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明 No.13（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明 No.14（ご意見の概要）（市・協議会の考え方）…記載のとおり説明</p>
委員	<p>12 番・13 番について、「この計画では市全体的な傾向を整理して、その後各地区に合った交通体制のあり方を検討させていただきます」とありますが、これはどこの時点でやるのでしょうか。</p>
事務局	<p>益田市には 20 地区ございますが、20 個の施策・事業を考えてから交通計画を策定するのではなく、全市的な傾向を見ながら記載しています。</p> <p>具体的な数字や基準のようなものは設けてはございませんが、距離的などころをひとつの判断基準とした場合は、（本計画案の）74 ページに記載している「益田駅を中心に公民館で 15km 以上離れている地区」等が該当すると考えられます。</p>

委員	この計画をつくっていく中で、ものによっては地区別に整理していくということによろしいですね。わかりました。
委員	事務局の回答に、(本計画案の) 73 ページ以降の地区内交通の見直しの内容のところの考え方を含めて回答されるとわかりやすいのではないかと考えております。
事務局	12 番・13 番の回答については、(本計画案の) 73 ページ以降の内容を追記して回答したいと思います。
会長	その他にはよろしいでしょうか。特に意見が無いようでしたら、第 1 章から第 4 章、またその他で 14 件のご意見に関しまして内容説明、また協議会の考え方というところでご説明させていただいておりますが、全体を通しましてもう一度何か聞いてみたいことやご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。
委員	多様なご意見、件数にすると 3 名の方で 14 件。非常に幅が狭いなという思いがひとつございます。これが今後の計画に何か影響を与えるものではないかどうか、教えていただければと思います。
事務局	今日この場で協議させていただいた内容をとりまとめて、交通計画策定後に、市のホームページ上で回答するという形になります。 ご意見の中ですでに計画内に記載があるのものについては、記載内容を改めて説明することで回答としております。 また、頂いたご意見というのは確かに 3 名であり、狭いところかもしれませんが、計画を実施していく中で参考とさせていただきます・しかし、頂いたご意見の中には、検討または研究していかなければいけない事例もありますので、14 件のご意見をもって計画内容を大きく変更することはないと考えています。
委員	交通計画の記載内容について、(本計画案の) 71 ページについて、広域な都市間移動手段の確保ということで、益田市の場合は鉄道も重要なものだと思っております。 「～鉄道並びに路線バスの維持・存続に努めます」の後に、路線バスの記載だけではなく、鉄道についても検討されている内容について記述があった方が良いのかなと感じました。
事務局	記載内容の変更については、事務局側でお預かりして、そのまま進めていってもよろしいでしょうか。
会長	今事務局の方から(本計画案の) 71 ページの計画の変更について、これまで計画の内容を皆様の方でご意見をいただきながら計画の案を練ってまいりました。今こういうご意見がありましたので、申し訳ございませんが、先ほどの鉄道のご意見の文章を追記する方向で事務局の方で一任をして頂くということで、委員の皆様方よろしいでしょうか。
委員	異議なし

会長	ありがとうございます。それでは、鉄道のご意見に対しては事務局で修正し進めていただきたいと思います。その他にご意見の方はございますでしょうか。
委員	意見なし
会長	<p>全体を通してご意見が無いということですので、本日皆様方からいただいたご意見を反映したものでパブリックコメントに対する回答整理をして頂ければと思います。</p> <p>そうしますと、パブリックコメントを踏まえて、計画の方、先ほどご意見があり若干修正をするということではございますが、この益田市地域公共交通計画策定につきましては委員の皆様方にご承認をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。承認をして頂けるということであれば挙手をお願いいたします。</p>
委員	全員承認
会長	<p>ありがとうございました。協議会の議決を要する事項につきましては、設置要綱の規定によりまして、出席委員の2/3以上をもって決するということですが、皆様方の挙手をいただきましたので協議会において承認をさせていただければと思います。</p> <p>委員の皆様には策定に関しましてご意見・ご協力をいただきましてありがとうございました。今後は委員の皆様と本計画の進捗管理というところで進めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力とご理解をよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の方から何かございますでしょうか。</p>
事務局	なし
3. 閉会	